

平成22年2月10日

中央労働委員会事務局
第一部会担当審査総括室
室長 西野 幸雄
Tel 03-5403-2157
Fax 03-5403-2250

**南労会（団交拒否）不当労働行為再審査事件（平成14年（不再）第34号・第38号）
命令書交付について**

中央労働委員会第一部会（部会長 諏訪康雄）は、平成22年2月9日、標記事件に係る命令書を関係当事者に交付したので、お知らせします。命令の概要等は、次のとおりです。

－ 命 令 の ポ イ ン ト －

**－賞罰委員会開催の必要性等は義務的団交事項に該当し、賞罰委員会に関する
団交における法人の対応は、不誠実団交であるとされた事例－**

1 団体交渉拒否について

- ①賞罰委員会開催の必要性、②賞罰委員会の開催運営手続は、組合員の労働条件その他の待遇に関する事項等であり、いずれも義務的団体交渉事項に当たるから、**賞罰委員会に関する質問に具体的な説明を行わない等法人の対応は不誠実団交**であり、不当労働行為に当たる。
- 2 組合員Aの懲戒解雇処分及び組合員Bの譴責処分については、いずれも組合活動等を理由とするものとはいえず、不当労働行為に当たらない。

I 当事者

使用者側（法人）：医療法人南労会（大阪市港区）
従業員約260名（平成21年8月現在）
労働者側（組合）：全国金属機械労働組合港合同（大阪市港区）
組合員約800名（平成21年8月現在）
全国金属機械労働組合港合同南労会支部（大阪市港区）
組合員約35名（平成21年8月現在）

II 事案の概要

- 1 本件は、法人が、①組合員A及びBの懲戒処分に係る賞罰委員会の開催及び賞罰委員会の開催手続に関して組合の申し入れた団体交渉を拒否したこと、②組合員Aを懲戒解雇処分に付したこと、③組合員Bを譴責処分に付したことが不当労働行為であるとして、大阪府労委に救済申立てがあった事件である。
- 2 初審大阪府労委は、上記1のうち、①本件団交拒否は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為であるとして、賞罰委員会の開催及び賞罰委員会開催手続に関する団体交渉を拒否したことに関して文書手交を命じ、その余の救済申立てを棄却したところ、法人及び組合はこれを不服として、それぞれ再審査を申し立てた。

III 命令の概要

- 1 主文 **※初審命令を維持**
本件各再審査申立てを棄却する。

2 判断の要旨

(1) 団体交渉拒否について一労組法第7条第2号に該当する。

ア 賞罰委員会の開催の必要性及び開催運営手続は、義務的団交事項に該当するか

賞罰委員会は、懲戒処分決定に至る前提手続として、その処分の公正を期するために設けられたものであり、かつ、被処分者に弁明の機会を付与するための手続として位置づけられるものであることから、組合員A及びBの懲戒処分の内容に少なからぬ影響を与えるものである。すなわち賞罰委員会開催の必要性については、懲戒の可否、種類・程度の決定に密接に関わる組合員の人事に関する事項であり、組合員の労働条件その他の待遇に関する事項である。賞罰委員会の運営については、就業規則上、運営細則は別途定めることになっていたにもかかわらず、規程は作成されていなかったこと、賞罰委員会の開催例はなかったことから、職員代表賞罰委員の選出方法や被処分者に対する事情聴取の方法など、公正な懲戒、公正な人事のための基準に関する事項であり、内容的には組合員の労働条件その他の待遇に関する事項であり、労使間のルールの形成という側面を有することから、団体的労使関係の運営に関する事項である。

したがって、いずれも義務的団体交渉事項に該当する。

イ 団体交渉は尽くされているといえるか

賞罰委員会に関する法人の対応は、第1回から第3回賞罰委員会開催において、組合からの団交申入れに応じなかったり、団交に応じたとしても組合からの質問に対して具体的な説明を行わないなど、実質的な団交を回避する姿勢に終始しており、法人の対応は、**不誠実団交に当たる。**

(2) 組合員Aの懲戒解雇処分について一労組法第7条第1号及び第3号には該当しない。

組合員Aの懲戒処分の対象とされる4件の行為は、いずれも診療所の信用や信頼を失墜させる行為であり、職場規律を著しく乱す行為であると評価すべきものであり、組合員Aの責任は重大である。

また、これらの行為は、その目的、態様等からみていずれも労働組合の正当な活動とすることができない。

さらに、事前協議合意協定は、本件懲戒解雇処分のような個別案件に係る個別の労働条件変更までを対象とすることには疑問が残り、法人の処分理由には相当性が認められることから、事前協議合意協定に基づく協議が行われていないことをもって、不当労働行為性を基礎づけることは困難である。

本件懲戒解雇処分の直接の原因は、組合員Aの行為にあり、同人の行為は労働組合の正当な行為の範囲を逸脱したものであり、組合員であると否とを問わず懲戒に値するものであるから、**不利益取扱い及び支配介入には当たらない。**

(3) 組合員Bの譴責処分について一労組法第7条第1号及び第3号には該当しない。

組合員Bの人事マスター取寄せの行為は、その目的及び使途について理解することは困難といわざるを得ず、法人が、本件について事情聴取に応じるよう指示したことは合理的な理由があることから、本件譴責処分は、労働組合の正当な活動を理由とするものではなく、あるいは組合の弱体化を企図してなされたものとみることはできず、**不利益取扱い及び支配介入には当たらない。**

【参考】

1 本件審査の概要

初審救済申立日	平成4年12月15日（大阪府労委平成4年(不)第55号）
	平成4年12月25日（大阪府労委平成4年(不)第57号）
初審命令交付日	平成14年7月24日
再審査申立日	平成14年7月30日（使）
	平成14年8月7日（労）

2 初審命令主文要旨

- (1) 文書手交（賞罰委員会の開催及び賞罰委員会開催手続に関する団体交渉を拒否したことに関して）
- (2) 組合のその余の申立ては棄却する。